



「銅銀合金を用いた導電性部材、コンタクトピン及び装置」事件  
(知財高判令和4年11月16日 令和3年(行ケ)第10164号<sup>1)</sup>)

概要

(1) 審決取消訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。  
(2) 裁判所は、取消事由2(相違点1の判断の誤り)について、引用発明においては、ニッケルの添加が課題解決のための必須の構成とされているというべきであり、引用発明の「合金材料」について、ニッケルの添加を省略して銅銀二元合金とすることには、阻害要因があると判断した(特許庁審決を取消)。

対象特許(特願2018-554604号<sup>2)</sup>)

【請求項1】

銅に対する銀の添加量が0.2wt%~15wt%であり、0.1[mm]~0.3[mm]の変位量の場合に荷重が4[gf]以下である、銅と銀のみからなる二元銅銀合金体からなるコンタクトピン(下線は筆者による)。

引用発明(国際公開第2016/159316号<sup>3</sup>(甲8))

引用発明は、「組成がCu85wt%、Ag10wt%、Ni5wt%である合金材料からなるコンタクトプローブ。」である(下線は筆者による)。

引用発明との相違点に係る構成

請求項1に係る本件発明1と引用発明との間には2つの相違点(相違点1, 2)があるが、相違点1に係る構成は、次の表1の通りである。

(表1)

| 本件発明1                  | 引用発明                            |
|------------------------|---------------------------------|
| 「銅と銀のみからなる二元銅銀合金体」である。 | 銅(Cu)と銀(Ag)に加えて、Niを5wt%含むものである。 |

裁判所の判断

裁判所(知財高裁)は、取消事由2(相違点1の判断の誤り)について、次のように判断した。

引用発明(甲8に係る発明)が、「被膜を有しないSn耐食性に優れた合金材料、この合金材料からなるコンタクトプローブおよび接続端子を提供することを目的とする」ものであるところ、銀の添加については「Sn耐食性」の向上については触れられていない一方で、ニッケルの添加は「Sn耐食性の向上・硬度上昇に効果がある」ことが明記されていること、実施例においても、硬度等とともに「Sn耐食性」が独立の項目として評価され、甲8に係る発明の実施例には全てニッケルが添加され、いずれも「Sn耐食性」において「○」と評価されていること、甲8に係る発明は、硬度とSn耐食性を含む複数の要請をいずれも満たすことを目的としたものであると認められること、ただし比較例7のみに

<sup>1</sup> [https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=5857](https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5857)

<sup>2</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2018-554604/72B2BB2B8B183133C8C8CA432FE9BB705A4F2B279E35CA102DA83E53638EE24AC/10/ja>

<sup>3</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2016-563015/C3D4F01D1B08D71DC0A8159394D29FC9E747AC15B415BE8D4DF5DF616822443E/10/ja>

においては、ニッケルの添加がされていないが、「S n 耐食性」において「×」と評価され、かつ、「S n はんだ等低硬度材向けのコンタクトプローブ用途として好ましくないといえる」と明記されていることを摘示し、以上の点に照らすと、引用発明においては、ニッケルの添加が課題解決のための必須の構成とされているというべきであり、引用発明の「合金材料」について、ニッケルの添加を省略して銅銀二元合金とすることには、阻害要因があると判断した。

また、裁判所は、甲 8 の記載に照らしても、引用発明 1 の「合金材料」について、ニッケルの添加を省略して銅銀二元合金とすることの動機付けとなる記載は認められず、他にそのようにすることが当業者において容易想到であるというべき技術常識等も認められないことから、引用発明に基づいて、相違点 1 に係る本件発明の構成とすることについて、当業者が容易に想到し得たものとは認められないと判断した。

### まとめ

本件発明が「銅と銀のみからなる二元銅銀合金体からなるコンタクトピン」であるのに対し、引用発明は、「組成が C u 8 5 w t %、A g 1 0 w t %、N i 5 w t % である合金材料からなるコンタクトプローブ。」であることから、一見すると、引用発明の組成から N i を単純に削除すれば、本件発明の「銅と銀のみからなる二元銅銀合金体」が得られるようにも思われる。しかし、裁判所は、引用発明が記載された国際公開第 2 0 1 6 / 1 5 9 3 1 6 号（甲 8）の内容を詳細に検討し、その中の実施例や比較例の記載や、N i の添加による技術的意義をも踏まえ、引用発明においては、ニッケルの添加が課題解決のための必須の構成とされていると認定した。

審査や審判において、審査官や審判官によっては、上記のような変形を、特に、変形できるの理論的根拠や文献等の証拠を提示することなく、当業者には容易に想到できると単純に判断する場合があり得ると考えられる。このような場合に、本件のような裁判例を提示する等して、審査官や審判官の判断が妥当ではないと反論することができる場合があると考えられる。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、阻害要因、材料、組成物

[担当] 深見特許事務所 佐々木 真人

### 【注記】

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP 案件に関しては弁理士にご相談下さい。